

標 題：

消費税法適用に伴う検査等
手数料の改正予定の件

NK テクニカル インフォメーション

No.7 6

平成元年3月17日

関係船主、造船所、製造者 各位

拝啓 貴社ますますご清栄の段お喜び申し上げます。

さて、このたび、消費税法の適用に伴いまして弊会では運輸省当局と折衝の結果、検査等手数料の改正を行うことになりました。

「検査等手数料規則」及び「海洋汚染防止設備等検査手数料規則」の改正案につきましては現在、運輸大臣の認可手続き中ではありますが、現行手数料に消費税分を加えた額（各手数料単価につき消費税分3.00%を超えない額）が新しい手数料となる予定であります。

又、外国籍船舶の検査手数料も一部（船級継続検査及び製造後の船級登録検査等、就航船に関する検査等手数料）を除き、上記に準じて改正を予定しております。

上記の改正は4月1日から実施する予定で、検査等手数料の改正額につきましては、前記の手数料規則が認可され次第、ご通知申し上げます。

敬 具